

いじめ防止基本方針

北海道静内高等学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 学校教育目標

- (1) 「誇りと自信に満ちあふれた社会の形成者として、未来を創造する力を身につける。」
- (2) 「地域を愛し、心身ともに自立した人間を育成する。」
- (3) 「主体的に考え、協働し、真理の探究に努める。」

2 いじめ防止に関する基本方針

「思いやりのある心」を育むために、挨拶を大切にし、感謝の気持ちと笑顔にあふれた学校づくりをめざす。そのため、いじめ問題に学校が組織的・協働的に取り組むことを第一とし、家庭、地域、および関係機関等の協力を得ながら対応する。また、あらゆる教育活動を通じ、いじめを生まない環境を築くとともに、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底に努め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

- (1) いじめは基本的人権の享有を妨げる行為であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) 全ての生徒がいじめの被害者・加害者として巻き込まれる可能性があるものとして認識する。
- (3) いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者が、それぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。
- (4) いじめの被害生徒に対しては、心配や不安を取り除いて安心して学校生活を送れるように「守り抜く」という姿勢を示す。一方、加害生徒に対しては「いじめは人間として恥ずべき行為であり、決して許されるものではない」という毅然として態度で向き合うとともに、当該生徒の健全な人格の形成に努める。
- (5) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的になることなく、いじめられた生徒の立場に立って考えるものである。また、「けんか」や「ふざけ合い」の背景にある事情の調査も行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) 性的マイノリティやヤングケアラーなど、多様な背景を持つ生徒に対して、十分な配慮に努める。

3 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されている。

「北海道いじめの防止等に関する条例」第2条

【いじめの具体的な態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- (1) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (4) いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざげ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (5) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめの解消

原則として、いじめ行為が止んでいる状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）
ただし、被害の重大性等により長期の期間を設定する場合もある。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

Ⅱ いじめの未然防止・早期発見のための取組み

1 教職員

- (1) 全体
 - ① 学校行事・生徒会行事などを活用し、いじめ防止の啓発を行うとともに、安全・安心な学校生活を保障する。
 - ② 規律ある授業や部活動など学校生活全般において、適切な人間関係のあり方などの指導を推進する。
 - ③ いつもと違う表情や、人間関係の変化など生徒の些細な変化にアンテナを張ると同時に、気がついた情報を関係職員（担任、年次主任、部活動顧問など）に確実に共有する。
 - ④ 不適切な言動等により、いじめを助長することのないよう十分配慮する。
- (2) 情報収集
 - ① 定期的ないじめ調査、ネットパトロールを実施する。
 - ② 担任を中心とした面談週間の設置および個人面談を促進する。
 - ③ 教育相談週間の設定および保健室、スクールカウンセラー（SC）の活用を推進する。
 - ④ 速やかな情報収集と正確な実態把握をもとに、対象となった生徒への指導・支援・配慮に努める。

(3) 対応

- ① 保護者との連携を図り、事態の完全な収拾に努める。
- ② 問題が起こった原因の究明を図り、再発防止の資料とする。
- ③ 定期観察や面談を行う。結果を基に計画の修正を行う。

2 保護者等

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次のように取り組む。

- (1) 保護する生徒に、自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- (2) 保護する生徒の発達の段階を踏まえ、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- (3) 保護する生徒の発達の段階に応じ、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、フィルタリングなどの方法によりインターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- (4) 日常から、生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- (5) いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- (6) 保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め安心させるとともに、心と体を守ることを第一に考え、生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- (7) 保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう、生徒を見守り支える。

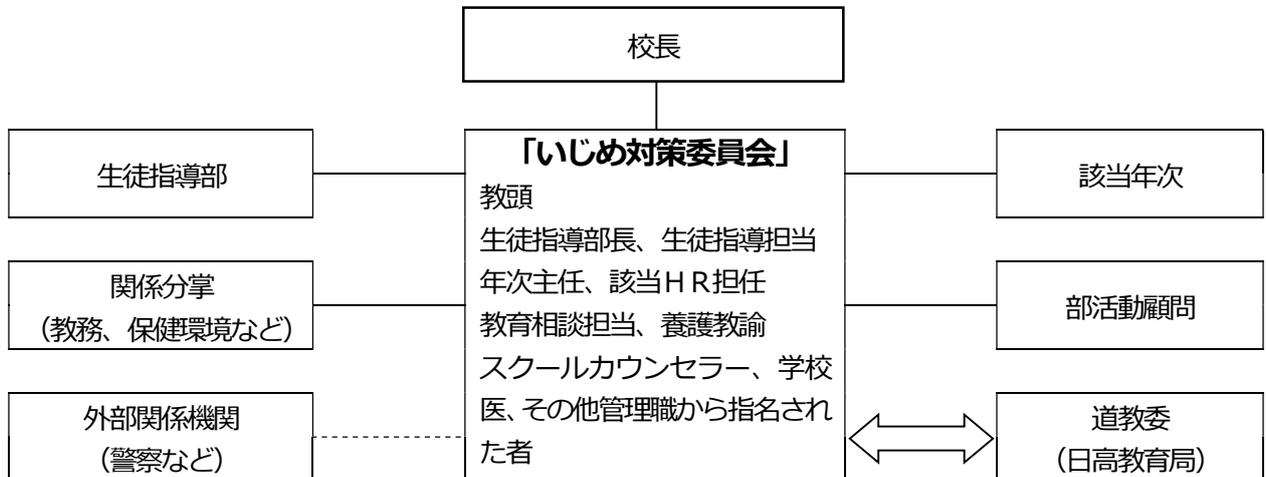
3 組織体制

本校は、いじめの防止等を効果的に行うため「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

- ◎教頭、生徒指導部長、生徒指導担当、年次主任、該当HR担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医、その他管理職から指名された者
- ※ 必要に応じ外部関係機関に協力を依頼する（警察、児童相談職員、外部専門家チーム等）。

【組織図】



(2) 取組内容

- ① 「いじめ防止基本方針」の策定と定期的な見直しを行う。
- ② いじめに関わる研修会の企画、立案、運営を行う。
(学校いじめ防止基本方針の共通理解、いじめ防止や事案対処、専門家や関係機関との連携)
- ③ いじめの未然防止・早期発見に関する取組みを行う。
- ④ 生徒に対し、防犯・ネット安全利用講演会を年1回開催する。
- ⑤ いじめ調査に関するアンケートの実施(年4回、6月・8月・11月・2月)と報告(2回)を行う。
- ⑥ いじめ発生時は生徒指導部および年次、関係分掌と連携して、情報収集を密に行い、事実関係を明確にし問題の解決にあたる。
- ⑦ いじめ発生後は、関係機関と連携して問題解決まで対象生徒のサポート・心のケアを行う。
- ⑧ 再発防止のための計画を作成し経過観察を行い、適宜修正等を行う。
- ⑨ いじめ防止基本方針の内容を、入学時及び各年度の開始時に生徒・保護者等へ説明する。
- ⑩ その他、いじめ対策全般に関わること。

(3) 役割

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ① いじめに係る相談窓口 | 生徒指導部長、年次主任、HR担任 |
| ② いじめ情報の集約・記録 | 生徒指導担当2名 |
| ③ 対処プラン(指導、支援体制) | いじめ対策委員会 |
| ④ 対処プランに基づく指導・支援 | 年次主任、該当担任、年次生徒指導担当、養護教諭 |
| ⑤ いじめの認知及び解消の判断 | いじめ対策委員会 |

4 生徒が培う力

- (1) 自他ともにかけがえのない「命」を与えられて生きていることを理解し、自己および他者に対して「思いやり」の心を持って接することが出来るようにする。
- (2) 自己有用感を高めるため、あらゆる場面において主体的・積極的に取り組む力を育む。
- (3) 学校生活の諸問題を解決する活動を通じ、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を踏まえて合意形成を図る言語能力を育む。

Ⅲ いじめ問題への基本的な対応

<いじめの疑いと問題の発生>

1 即時の対応

- (1) その場で止めさせて生徒の安全を確保。応援を呼び、落ち着いて事実確認ができる場所へ移動する。
- (2) HR担任及び副担任、該当年次主任に連絡。年次主任から生徒指導部へ連絡。
- (3) 犯罪行為に相当すると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

2 指導・支援体制の編成(教頭、生徒指導部長、年次主任、教育相談担当、養護教諭で検討)

- (1) いじめと認知するかの判断
- (2) 重大事態かどうかの判断・・・重大な事態 → 教育局へ連絡
- (3) いじめ対策委員会の編成・・・状況により編成を調整する
- (4) 必要な関係機関への相談・・・窓口(教頭)の一本化、報道対応も含む
- (5) 対応策(原案作成)
- (6) 全教職員の共通理解(職員会議にて)

3 指導・支援（各関係教職員）

- (1) 被害生徒への指導・支援
 - ・ いじめられた生徒への支援（居場所、仲間、環境等）
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談（必要に応じて医療機関受診も勧める）
- (2) 加害生徒・集団および周囲の生徒への指導・支援
 - ・ 加害生徒への指導・事後面談（道徳的指導、人格形成）
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談（必要に応じて医療機関受診も勧める）
 - ・ 周囲の生徒への指導・支援（自分の問題として捉える、止める勇気を持たせる）
- (3) 保護者との連携
 - ・ 事実発覚後速やかに関係生徒の保護者（加害・被害とも）に事実関係を連絡し、今後の学校との連絡方法について話し合う（必ず複数の教諭で対応）。

4 再発防止

- (1) 原因の追求と再発防止対策の検討 ・ ・ ・ いじめ対策委員会、生徒指導部
- (2) 定期観察および面談 ・ ・ ・ HR担任、該当年次主任、該当年次生徒指導担当
- (3) 指導計画や方針の見直し ・ ・ ・ いじめ対策委員会

IV 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 当該生徒の「生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑い」があると認められた場合。
- (2) 当該生徒が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められた場合。
- (3) 当該生徒および保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、報告・調査等に当たる。

2 重大事態の対応

重大事態と想定される事案が発生した場合には、基本的な対応に加えて、以下のように対応する。

- (1) 重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、重大事態の調査組織を設置する。
- (2) 重大事態の疑いが生じた際は、北海道教育委員会へ速やかに報告する。
- (3) 調査においては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成29年3月）」にもとづき、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- (4) いじめを受けた生徒およびその保護者に対して、適切に情報を提供する。
- (5) いじめを受けた生徒およびその保護者の意向に配慮し、迅速かつ適切に保護者へ説明することで理解を得て、解決に向けた協力を依頼する。

平成26年 4月 1日 策定
平成30年 4月 1日 一部改定
令和 5年 5月 1日 一部改定
令和 5年 7月 1日 一部改定
令和 6年 3月 19日 一部改定